

令和元年11月20日（水）臨時部長会議

長野市災害復興本部の設置について

企画政策部

目的

令和元年台風第19号で受けた被害からの復興を計画的かつ円滑、迅速に実施するため、長野市地域防災計画及び長野市復旧・復興方針に基づき、長野市災害復興本部（以下「復興本部」という。）を設置するもの

なお、長野市災害対策本部に加えて復興本部を設置するもの

所掌事項

- ・ 長野市災害復興計画の策定に関すること
- ・ 上記計画の策定にあたり、専門家等が参画する検討委員会等の運営に関すること
- ・ 復旧・復興施策の確実な実施と総合調整に関すること
- ・ 復興計画の進捗管理に関すること

組 織

復興本部は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部長付（教育長、上下水道事業管理者）、本部員（長野市部設置条例第1条に規定する部の部長、会計局長、議会事務局長、教育委員会事務局教育次長、上下水道局長、消防局長、保健福祉部長野市保健所長及び危機管理防災監）で構成する

会 議

- 本部長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる
- 本部長は、必要に応じて部員以外の者を出席させ、意見や説明を求めることができる。

幹事会（庁内調整会議）

- ・ 復興本部の補助機関として、実務者レベルで復興本部会議案件の論点整理と事前調整を行うため、復興本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる
- ・ 幹事会は、関係課長等で構成する

事務局

復興本部の事務局は、企画政策部に置く

その他

- ・ 設置日 令和元年12月1日（予定）※第1回本部会議期日は未定
- ・ 根拠 長野市災害復興本部設置規程（予定）